

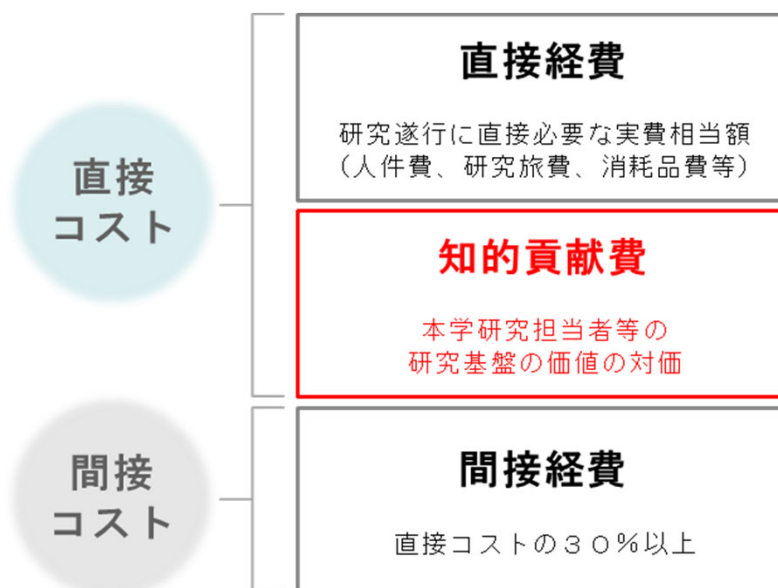
## 共同研究等における「知的貢献費」について

(令和7年2月)

令和7年4月以降の研究経費より、積算区分として「知的貢献費」を新設いたします。

## 概要

「知的貢献費」は、企業等の皆様との共同研究等において、本学研究担当者及び研究協力者(以下「研究担当者等」)が培ってきた研究基盤(専門知識や技能等)の価値の対価としていただく経費です。



## 対象制度

共同研究(共同事業含む)、受託研究(受託事業含む)、研究開発コンサルティング

- ✓ 「知的貢献費」には、本学がすでに保有している知的財産権及び当該共同研究等により創出される発明の知的財産権の価値は含まれません。
- ✓ 「知的貢献費」の額は、企業等の皆様が本学との共同研究等を希望する際に、研究担当者等が培ってきた専門知識や技能等を勘案し、研究担当者等との協議により決定いただきます。
- ✓ 「知的貢献費」は、当該研究の研究担当者等に配分され、研究室の研究環境改善や本人の処遇改善に充当する等、幅広く活用させていただきます。